

鶴田町では

結婚

出産

子育て

子育て世帯を応援しています

※各制度の概要を記載したものです。この他にも条件がありますので、詳細は各担当にお問い合わせください。

移住定住促進交付金

町内に新たに住宅を取得した世帯に対して、交付金を交付します。

【内容】

- ・新築・建売：10万円 中古：5万円
- ・移住・子育て（中学3年以下）世帯には加算金あり

【主な要件】

- ・基準日以降に住宅を取得し、5年以上の定住を見込む方
- ・町内に住宅を所有していなく、新たに町内に住宅を取得した方
- ・既存住宅の建替えや無償譲渡、贈与、相続による取得ではないこと

問 企画観光課 まちづくり班
☎：22-2111（内線261）



結婚生活



新婚新生活支援事業

新婚に伴う新生活のスタートアップにかかる引越し費用や住宅費の一部を補助。

【内容】

住宅費や引越し費用の一部を補助上限30万円
夫婦ともに29歳以下なら上限60万円

【主な要件】

- ・婚姻日における年齢が39歳以下の夫婦
- ・令和5年4月1日～令和6年3月31日結婚
- ・世帯年収500万円未満

問 企画観光課 まちづくり班
☎：22-2111（内線263）

子育て支援センター

子育て支援センターとは、主に乳幼児を持つ親とお子さんが気軽に利用し、交流や育児相談ができる場所です。

【内容】

子育て何でも相談、育児講座、子育て談話室の開放、保育園の開放（妊婦、乳幼児親子保育体験・大人、小中高生ふれあい体験）、出張保育（親子リフレッシュタイム等）

【委託場所】

つるた乳幼児園

問 つるた乳幼児園 ☎22-3765

一時預かり保育事業

冠婚葬祭、お仕事、その他急な用事などでお子さんの世話ができなくなったとき、町が委託した事業者が日中お子さんを預かる制度です。（※未就学児のみ利用可能）

【実施施設】

- ・認定こども園はやせ
- ・NOGIこども園

問 認定こども園はやせ ☎22-5847
NOGIこども園 ☎22-5719

子育て期



18歳までの子どもの医療費全額助成

18歳までの子どもの医療費（保険診療に関わる自己負担分）を町が全額助成します。

【内容】

入院医療費・通院医療費の一部負担金分（入院時食事療養費、予防接種等の保険外医療費は除く）

【主な要件】

- ・0歳から18歳（18歳到達年度の最初の3月31日）までの保護者に扶養されている子ども
- ・鶴田町に住所を有し、健康保険に加入している
- ・保護者が町税等を滞納していないこと

問 町民生活課 福祉支援班
☎：22-2111（内線163）

ブックスタート

「赤ちゃんと絵本を楽しむ時間の大切さ」を伝えながら、絵本をプレゼントします。

【内容】

4か月児健診、3歳児健診時に絵本を1冊プレゼント

【主な要件】

鶴田町に住所を有するお子さん

問 健康保険課 健康長寿班
☎：22-2111（内線134・135）



幼児のフッ素塗布

むし歯予防に効果があるとされるフッ素塗布を幼児健診時に1回ずつ行い、各健診間に町内歯科医院で使用できる個別フッ素塗布受診票を交付します。

【内容】

健診時のフッ素塗布

- ・1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診時に実施

個別のフッ素塗布（各期間1回）

- ・1歳6か月児健診受診後～2歳6か月児歯科健診まで
- ・2歳6か月児歯科健診受診後～3歳児健診まで

【主な要件】

鶴田町に住所を有するお子さん

問 健康保険課 健康長寿班
☎：22-2111（内線134・135）



保育等利用者負担額・保育等副食費の無償化

保育等利用者負担額（0～2歳児）※・保育等副食費を町が全額助成します。

【主な要件】

- ・お子さん・保護者が鶴田町に住所を有すること
- ※3～5歳児の利用者負担額は全国一律で無償化されています

問 町民生活課 福祉支援班
☎：22-2111（内線161）

学校給食費の無償化

町内の小・中学校の給食費を無償化します。

【主な要件】

- ・町内の小中学校に通う児童・生徒

問 鶴田町学校給食センター
☎：22-3171

インフルエンザ予防接種の一部助成

町の小・中学生を対象にインフルエンザの予防接種費用の一部を助成します。

【主な要件】

鶴田町に住所を有する小・中学生

問 教育委員会 学務総務班
☎：22-2111（内線214）

就学援助費支給制度

町では、経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費などの必要な援助を行っています。

【援助項目】

新入学児童生徒学用品費（第1学年のみ）、学用品費、修学旅行費、PTA会費、オンライン学習通信費

【主な要件】

- ・鶴田町に住所を有するか、または鶴田町立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者
- ・生活保護受給世帯程度に、生活に困っていると認められた方

問 教育委員会 学務総務班
☎：22-2111（内線214）

サンシャインスクール

保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後・学校休業日に小学校の専用教室で「遊びや生活の場を提供し、児童に生きる力を育む」ことを目的に、さまざまな学習活動や体験活動を行っています。

【開設日時】

- ・平日：授業終了後から19：00まで
- ・土曜日、長期休業日：7：15～19：00まで

【主な要件】

鶴田小学校に通う児童

問 教育委員会 社会教育班
☎：22-2111（内線211）

産後ケア事業

出産後に委託先の助産師がご自宅を訪問し、母乳育児等の相談・支援を行います。

【内容】

「母乳栄養のための乳房ケア」・「乳房トラブルへの対応」・「沐浴指導」など

【利用料（本人負担額）】

1回につき500円

【主な要件】

鶴田町に住所のある出産後1年未満の産婦・乳児（2回まで利用可能）

問 健康保険課 健康長寿班

☎：22-2111（内線134）

新生児聴覚スクリーニング検査費の助成

きこえの異常を早期発見することを目的として行われる新生児聴覚スクリーニング検査の費用を助成します。

【内容】初回および確認検査が対象

・自動ABR検査 上限8,500円

・OAE検査 上限5,000円

※上限額を超えた分については、保護者の自己負担となります

【主な要件】

令和5年4月以降に生まれた鶴田町に住所を有するお子さん

問 健康保険課 健康長寿班

☎：22-2111（内線134）

出産・子育て応援交付金事業

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう伴走型相談支援と経済的支援を行います。

【内容】

・出産応援給付金：妊婦1人当たり 5万円

・子育て応援給付金：出産後、子ども1人当たり 5万円

【主な要件】

伴走型相談支援として、妊娠届時・妊娠7か月前後・出産後の保健師による面談（アンケート）を受けた方

問 健康保険課 健康長寿班

☎：22-2111（内線134）



誕生祝金

お子様の誕生を祝して、**新生児1人につき10万円**を支給します。

【主な要件】

出生時にお子さん・保護者が鶴田町に住所を有すること

問 町民生活課 くらしの窓口班

☎：22-2111（内線154）



不妊治療・不育症治療費の助成

不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するために不妊治療等に要する費用の一部を助成します。

【助成内容】

治療等に要した費用の

自己負担額（月額）の2分の1

【主な要件】

・夫婦または一方が1年以上鶴田町に住所を有する方

・国保、社保などの公的健康保険に加入している

問 健康保険課 健康長寿班

☎：22-2111（内線133）

ハイリスク妊産婦アクセス支援事業

妊産婦さんが治療、出産、お子さんの面会等のために周産期母子医療センターへ入院または通院する際に必要な交通費や宿泊費の一部を助成します。

【助成内容】

交通費、宿泊費について、上限10万円まで助成。

【主な要件（いずれか1つ）】

・妊産婦で、治療のために周産期母子医療センターへ通院または入院している

・産婦で、NICU（新生児特定集中治療室）等に入院しているお子さんへ面会等をするために周産期母子医療センターへ通院している

問 健康保険課 健康長寿班

☎：22-2111（内線133）

妊婦歯科健診

妊娠届出時、町内の歯科医院で歯科健診を無料で1回受診できる「妊婦歯科健診受診票」を交付します。

【主な要件】

鶴田町に住所のある妊婦

問 健康保険課 健康長寿班

☎：22-2111（内線134・135）

